

平成 30 年 6 月 8 日

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第7回)

論点整理に対する意見

日本公認会計士協会
副会長 高 濱 滋

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第7回)の「論点整理」について、次のことをご検討いただくことを提案します。

I. 「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実

3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)

(意見)

重要な会計上の見積り・仮定は、投資判断・経営判断に直結するものであり、経営陣の関与の下、より充実した開示が行われるべき、との意見に賛同する。

(理由)

重要な会計上の見積り・仮定の開示については、経営者による経営判断上の重要性、見積りの過程が将来の企業業績に与えるリスクを踏まえると、経営陣の関与の下、充実した開示が行われることにより、投資家等の利用者に有用な情報を提供することができる。また、MD&Aの記載において経営者が見積り・仮定に関する不確実性等の説明を行う際には、財務諸表における注記を補完する形で記載することにより、利用者の適切な理解に資する情報とすることが重要であるとする。

III. 情報提供の信頼性・適時性の確保

1. 会計監査に関する情報

(意見)

有価証券報告書における「会計監査に係る情報」の開示の充実を図る上では、監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価等についても開示を行うべき、との意見に賛同する。そのうえで、実際の有価証券報告書における記載については、例えば、当該記載の見出しに「監査役会等による」という文言を付す等により、監査役会等による記載であることを明確にすべきである。

しかしながら、監査人の継続監査期間やネットワークベースの報酬額については、これらを独立した記載として設置すべきではなく、監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価の中で記載する事項として整理すべきである。

(理由)

会社法上、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は監査役等が決定するものであり、コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2①においても、監査役会は、少なくとも、外部会計監査人候補を適切に選定し評価するための基準の策定と、外部会計監査人に求められる独立性と専門性の確認を行うべきとされていることから、当該事項の記載は、監査役

会等による記載であることを明確にすることが必要である。

また、開示すべき最も重要な内容は「会社がなぜその監査人を選任・再任したのか」という監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価の具体的説明であり、監査人の継続監査期間やネットワークベースの報酬額については、あくまで監査人の独立性評価の開示を補完するための情報の一つとして整理すべきである。

2. 開示書類の提供の時期

(1) 年度開示

(意見)

投資家や企業などの関係者の意見を踏まえながら、有価証券報告書と事業報告等の共通化や一体化に関する取組みを行うことにより、企業による有価証券報告書の株主総会前提出が促進されるべき、との意見に賛同する。

(理由)

本ワーキンググループで検討された非財務情報の開示の拡充も含め、特に有価証券報告書と事業報告等を一体化した書類として開示しようとする企業の取組みを政府が支援することは、限られたリソースを開示の充実に振り向ける観点からも、非常に重要であると考えます。また、有価証券報告書と事業報告等が、金融証券取引法と会社法それぞれの要請を満たす一体の書類として開示されることとなれば、開示の後退とならず有価証券報告書ベースの詳細な情報が株主総会前に開示されることに繋がり、利用者の観点からも非常に有益である。

(3) 四半期開示

(意見)

四半期開示については、金融商品取引法の四半期報告制度と取引所の四半期決算短信の必要性の議論とを明確に区別し、企業の自主的な任意開示との組み合わせも含めた企業情報の開示全体の議論の中での期中報告の在り方として、今後も継続して検討を行うべきである。

(理由)

前回の議論において、作成者側からは、四半期ごとのKPIの達成状況を確認するために情報開示を必要とする利用者側のニーズも踏まえ、各社が自主的に公表する任意開示との組み合わせ等を考慮してもなお、四半期決算短信、四半期報告書の双方が四半期ごとに必須であるのかどうか、特に第1四半期と第3四半期については、企業の自主的な任意開示に力点を置く方向としてはどうかという意見が出されたが、四半期開示が必要であるとする立場からは、これらの点について、必ずしも十分に対応した意見ばかりではなかったと思われる。

四半期開示については、四半期決算短信及び四半期報告書における制度開示として必要な項目、開示の頻度、監査人による保証の有無やその水準等について、本ワーキンググループで検討された非財務情報の開示の拡充や、企業の自主的な任意開示の組み合わせも含めた一年を通じた企業情報の開示全体の議論の中で、丁寧に検討される必要があると考える。

以上